

北茨城市の人事行政の運営等の状況の公表について

市の人事行政の運営等の状況（職員の給与、定員管理等）について、北茨城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、今年度の内容をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	R6.4.1～R7.3.31 採用者数（人）		
	試験採用	選考採用	計
一般行政職	6	2	8
消 防 職	2	—	2
医 師	—	—	—
医療技術職	3	—	3
保 健 師	2	—	2
看 護 師	13	—	13
合 計	26	2	28

イ 退職者数の状況

区 分	R6.4.1～R7.3.31 退職者数（人）			
	定年	勸奨	その他	計
一般行政職	4	3	7	14
消 防 職	—	1	3	4
医 師	—	—	—	—
医療技術職	1	—	—	1
保 健 師	—	—	—	—
看 護 師	—	—	9	9
技能労務職	—	—	—	—
合 計	5	4	19	28

※「その他」とは、自己都合、死亡等による退職をいいます。

(2) 職員数の状況

区 分	職 員 数（人）		
	R6.4.1	R7.4.1	増減数
一般行政部門	197	193	△4
特別行政部門	106	102	△4
公営企業等部門	219	220	1
合 計	522	515	△7

※1 職員数は一般職に属する職員数で、会計年度任用職員等及び短時間勤務の再任用職員を除いています。

※2 一般行政部門は、特別行政、公営企業等部門を除く市長部局に勤務する職員をいいます。

※3 特別行政部門は、教育委員会及び消防署に勤務する職員をいいます。

※4 公営企業等部門は、病院、水道部等に勤務する職員をいいます。

(3) 職員再任用の状況

区 分	職 員 数 (人)		
	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減数
一 般 行 政 部 門	1 1	1 5	4
特 別 行 政 部 門	6 (2)	4 (0)	△2 (△2)
公 営 企 業 等 部 門	1 4	1 0	△4
合 計	3 1 (2)	2 9 (0)	△2 (△2)

※ () 内は常勤の職員数です。

(4) 会計年度任用職員（フルタイム）の状況

区 分	職 員 数 (人)		
	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減数
一 般 行 政 部 門	4	4	0
特 別 行 政 部 門	0	1	1
公 営 企 業 等 部 門	6	6	0
合 計	1 0	1 1	1

2 職員の人事評価の状況（令和6年度）

対象者	評価期間及び評価方法
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・評価期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・評価方法 業績評価及び能力評価

※ 人事評価により、職員ごとの職務と責務に応じて、職員の業績及び能力について公正かつ的確に評価を行い、職員の任用、給与、分限その他の人事管理及び人材育成の基礎資料として活用しています。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額
一 般 行 政 職	4 1 歳 3 ヶ月	320,764 円
技 能 労 務 職	5 5 歳 0 ヶ月	359,067 円
消 防 職	3 8 歳 7 ヶ月	332,216 円

(2) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	学 歴	初任給
一 般 行 政 職	大 学 卒	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	211,000 円
	中 学 卒	199,000 円
消 防 職	大 学 卒	245,800 円
	高 校 卒	211,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年
一般行政職	大学卒	287,300 円	311,700 円
	高校卒	260,400 円	—
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
消防職	大学卒	—	323,000 円
	高校卒	283,700 円	302,100 円

(4) 職員手当の状況

区 分	概 要		
期末手当 勤勉手当 (令和7年度)		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.250 月分	1.050 月分
	12月期	1.250 月分	1.050 月分
	計	2.500 月分	2.100 月分
退職手当 (令和7年度)	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年 最高限度額	39.7575 月分 47.709 月分	47.709 月分 47.709 月分

特殊勤務手当 (令和7年度)	手当の名称	主な支給対象業務	左記業務に対する支給単価
	税務手当	財産差し押さえ、競売事務	差押え、競売 400 円/回
	感染症防疫作業手当	病原体の付着した物件の処理	400 円/日
	行旅死亡人・変死人処理手当	行旅死亡人・変死人の処理	5,000 円/回
	社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事した場合に支給	200 円/日
	植物防疫作業手当	人体に有害な薬品を取扱う植物防疫作業	400 円/日
	ごみ収集作業手当	ごみ収集作業	500 円/日
	動物死体処理手当	動物死体処理	400 円/日
	火葬手当	火葬場における死体の火葬	1,000 円/回
	舗装工事手当	スプレー取扱、上層作業	500 円/日
	救急業務手当	傷病者の医療機関等への緊急搬送業務	救急救命士 510 円/回 その他職員 200 円/回
	地籍調査作業手当	境界確認、測量	200 円/日
	蜂駆除作業手当	スズメバチ駆除作業	500 円/回
	外国勤務職員手当	海外事務所に駐在する職員に支給	勤務地による/月
	医師手当	医師の医療（診療）行為全般	医師 給料月額額の22%以内
	医師研究手当	医事調査研究、医学的判定等	勤務1月につき95,000円以内の額
	夜間看護手当	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜となる看護職員（准看護師を含む）	6時間を超える場合 6,800 円 6時間以内の場合 3,400 円 休日勤務の場合には、上記の金額に1.5倍の額
夜勤専従特別手当	夜勤専従者が、月を通して正規の勤務時間の全部に従事した場合	15,000 円/月	
拘束手当	平日夜間と土日終日の救急業務に対応するための自宅拘束	1夜につき平日（土曜日を含む）2,500 円、日曜日、休日については、4,000 円	
年末年始手当	年末年始における1日又は1勤務の医療業務	1日又は1勤務につき5,000 円 （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日）	
管理職手当 (令和7年4月1日現在)	○支給額 部長：65,000 円、次長：50,000 円、参事：45,000 円、副参事：43,000 円、課長：40,000 円、室長・主査：35,000 円、課長補佐：30,000 円		
初任給調整手当 (令和7年4月1日現在)	○医師及び歯科医師の職にある職員に対し、医大等卒業後35年以内の期間に支給。 177,600 円/月以内の額		

扶 養 手 当 (令和7年4月1日現在)	○子 11,500 円/月 ○扶養親族たる父母等 1人につき 6,500 円/月 ○配偶者 1人につき 3,000 円/月 (医療職(一) 4級以上の職員にあっては不支給) ○満16歳の年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000 円/月を加算
住 居 手 当 (令和7年4月1日現在)	○月額16,000 円以上支払っている職員に対し家賃等の額に応じて支給。 最高月額 28,000 円
時間外勤務手当 (令和7年4月1日現在)	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の160の範囲内の割合を乗じて得た額を支給。
休日勤務手当 (令和7年4月1日現在)	祝日法における休日及び年末年始の休日に勤務した場合に支給 支給額=1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数
通 勤 手 当 (令和7年4月1日現在)	○交通機関利用者 最高月額 55,000 円 ○自動車等使用者 距離に応じ 2,400 円/月~33,200 円/月
夜間勤務手当 (令和7年4月1日現在)	正規の勤務時間として午後10時から翌朝午前5時に勤務した場合に支給 支給額=1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数
宿 日 直 手 当 (令和7年4月1日現在)	市役所日直…4,500 円/回 病院宿日直…職種、勤務時間により、3,600 円/回~52,500 円/回
単 身 赴 任 手 当 (令和7年4月1日現在)	基本額30,000 円に、距離に応じ8,000 円から70,000 円を加えた額
災 害 派 遣 手 当 (令和7年4月1日現在)	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、本市に滞在する期間、施設の区分に応じ、3,970 円/日~6,620 円/日を支給。
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (令和7年4月1日現在)	管理職員が、臨時又は緊急の必要により、週休日、休日、年末年始の休日、平日深夜(午後10時~午前5時)に勤務した場合支給。 部長~参事:8,000 円/回、副参事~主査:6,000 円/回、課長補佐:4,000 円/回 (勤務時間が6時間超の場合はそれぞれ150/100を乗じた額) (平日深夜(午後10時~午前5時)の勤務に関しては50/100を乗じた額)

(5) 特別職の報酬等の状況

区 分	給料・報酬の月額 (令和7年4月1日現在)	期末手当 (令和7年度支給割合)
市 長	870,000 円	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.45月分
副 市 長	714,000 円	
教 育 長	651,000 円	
病院事業管理者	651,000 円(ただし、管理者が医師である場合は、条例に掲げる額の範囲内で市長が定める額を加算した額)	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.45月分
議 長	461,000 円	
副 議 長	413,000 円	
議 員	391,000 円	

(6) 勤務時間（令和7年4月1日現在）

一般職員の勤務時間について

○午前8時30分から午後5時15分まで

○休憩時間 正午から午後1時00分まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なります。

(7) 休暇（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容	
年次休暇	1月1日に在職する職員に対して1年につき20日	
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間	
特別休暇	事由	期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通を制限され又はしゃ断された場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合、又は退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害により、次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	7日の範囲内の期間
	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	公務災害補償に関する決定についての審査請求人として出頭する場合	必要と認められる期間
	勤務条件に関する措置の要求者として出頭する場合	必要と認められる期間
	不利益処分についての審査請求人として出頭する場合	必要と認められる期間
	当局に対し不満を表明し又は意見を申し出る場合	必要と認められる期間
	本市の特別職としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合	必要と認められる期間
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	必要と認められる期間
	本市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ねその地位に属する事務を行う場合	必要と認められる期間
	昇任のための競争試験又は選考を受けるため受験者又は候補者として出頭する場合	必要と認められる期間
	本市の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	

特別休暇

職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	そのつど必要と認める期間 ただし2時間を超えることができない
生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理のため勤務することが著しく困難である女性職員の生理日の場合	必要と認められる期間 ただし2日を超えることができない
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回
父母の祭日の場合	1日
忌引の場合	親族に応じて付与される連続する日数の範囲内の期間
職員が結婚する場合	7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合	出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内に2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後1年間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 (中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が要介護者であると判断され、その世話等を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 (要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)
国民体育大会又はこれに準ずる国若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催する体育大会に役員又は演技者として参加する場合又は職域代表として体育大会に参加する場合で任命権者が特に必要と認めるもの	必要と認められる期間
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の7月から10月までの期間)

特別休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域で生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設等における活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
	永年勤続（職員として採用された日から起算して25年に達する場合）の職員が心身の健康の維持及び増進を図る場合	当該25年に達する日の翌日から1年以内において連続する5日以内の期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和6年度）

区 分	処 分 者 数 (人)			
	降 給	降 任	休 職	免 職
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	8	—
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
職制、定員の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—
合 計	—	—	8	—

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることです。

(2) 懲戒処分（令和6年度）

区 分	処 分 者 数 (人)			
	戒 告	減 給	停 職	免 職
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	—	—	—	—
一般服務違反関係 (職務命令違反、守秘義務違反の場合等)	—	2	—	—
一般非行関係 (傷害・暴行、窃盗、わいせつ事件等)	—	—	—	—
公金官物取扱い関係 (横領、紛失、盗難、処理不適正等)	—	—	—	—
道路交通法違反 (私事・公務上の事故事件、道交法違反)	—	1	—	—
管理監督責任	—	—	—	—
合 計	—	3	—	—

(注) 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業承認状況（令和6年度の新規承認者）

育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間								
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え
14人	4人	—	—	3人	—	—	1人	—	6人

(注) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

(2) 介護休暇承認状況（令和6年度の新規承認者）

介護休暇 取得者数	介 護 休 暇 承 認 期 間					
	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
3人	1人	1人	1人	—	—	—

(注) 職員が配偶者又は生計を一にする親族を介護する場合、6月の期間内において必要と認められる日又は時間、介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

6 職員の研修実施状況（令和6年度）

分類	研修内容	受講者数（人）	研修機関等
階層別研修	新任部長課程	5	茨城県自治研修所
	新任課長課程	8	
	新任課長補佐課程	1	
	新任係長課程	5	
	主事・主任課程	6	
	新規採用職員課程	7	
	中堅職員課程	8	県北自治体職員研修協議会
	合計	40	
特別研修等	行政法講座	1	茨城県自治研修所
	法制執務講座	4	
	民法講座	1	
	政策形成基礎講座	1	
	シティプロモーション講座	1	
	DX研修	4	
	クレーム対応基礎講座	3	
	危機管理講座	1	
	業務マニュアル作成能力向上講座	2	
	若手職員キャリアデザイン講座	4	
	ファシリテーション研修	1	
	レジリエンス研修	4	
	地方公会計基礎講座	1	
	地方自治制度講師養成研修	1	
	研修担当者レベルアップ研修	1	
	青少年安全運転研修	7	安全運転中央研修所
	合計	37	
派遣研修	総務省派遣	1	
	茨城県派遣	1	
	茨城県後期高齢者医療広域連合派遣	1	
	地域総合整備公団派遣	1	
	合計	4	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断実施状況（令和6年度）

健康診断の種類	対象者	実施人数（人）
定期健康診断	人間ドック受診者以外の職員	344
人間ドック	30歳以上の希望する職員	194
胃がん検診	人間ドック非受診者のうち希望する職員	12
子宮がん検診	人間ドック非受診者のうち希望する職員	25
肺がん検診	人間ドック非受診者のうち希望する職員	40
大腸がん検診	人間ドック非受診者のうち希望する職員	103
前立腺がん検診	健康診断受診者のうち50歳以上で希望する職員	11
乳がん検診	人間ドック非受診者のうち30歳以上の希望する女性職員	101
肝炎ウィルス検診	健康診断受診者のうち35歳以上で今までに当該検診を受けていない職員及び業務上受診を必要とする部署に所属する職員（のうち希望者）	52

(2) 公務災害認定件数（令和6年度）

公務災害の種類	件数
通 勤 災 害	—
公 務 災 害	—

8 北茨城市公平委員会の報告事項（令和6年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

○件数 0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

○件数 0件